

## 浅田訴訟、高裁でも完全勝利

### 岡山市は最高裁への上告を断念！

広島高裁岡山支部判決 …… 岡山市の控訴を棄却 12月13日

岡山市長 …… 最高裁への上告はしない、と市議会本会議で言明 12月18日

浅田達雄さんは、今から5年余り前の2013年9月19日、岡山地方裁判所に「岡山市介護給付費等不支給(却下)決定」に対して、処分取り消しを提訴しました。その請求趣旨は、①岡山市長の決定を取り消す。②岡山市長は原告に、月249時間の自立支援法の介護給付費支給決定をせよ。③岡山市は原告に損害賠償金209万4037円を支払え、でした。

それから4年半の法廷内外でのたたかきを通して、2018年3月14日、岡山地裁は①岡山市の処分を取り消し、②障害福祉サービスの支給を義務づけ、③慰謝料等の支払いを命じた、浅田さんの全面的勝訴となりました。しかし、岡山市は3月28日に広島高裁に控訴しました。そして、2018年12月13日、広島高裁岡山支部が判決を言い渡したのです。

以下、その判決の内容について、古謝弁護士さんが要旨を、以下のようにまとめてくれました。

#### 浅田訴訟の広島高裁岡山支部判決の概要をご報告します。

1 まず、主文は「岡山市の控訴を棄却する」です。つまり、「本件処分を取り消し、96時間の自立支援給付の支給決定を義務付け、107万5000円の損害賠償を認め」岡山地裁判決が支持されました。一審に引き続き浅田さんの全面勝訴です。

2 浅田さんに訴えの利益の有無について、高裁判決は、自立支援給付と介護保険給付との違いに言及したうえで「浅田さんは現在においても、受けたサービスに要した費用(本件においては特に自己負担額)のために、自立支援給付の支給決定を受ける法律上の利益を有している」と指摘しました。

3 浅田さんに対する岡山市が下した処分(本件処分)の違法性については、地裁判決より明確に指摘。

まず、以下の(1)のとおり、本件処分が岡山市の主張するような羈束処分(介護保険優先)ではなく、裁量処分(利用者の実情に応じて市町村で判断できる)だと論じた上で、そのうえで(2)のとおり、本件処分が裁量を逸脱していることを述べています。

#### (1)自立支援法7条が

ア 自立支援給付と介護保険給付とは異なるもので、介護保険給付を受けることができる障害者に対しては、一律に自立支援給付の不支給決定をするのではなく、要介護状態以前の障害によりどのようなサービスが必要なのか、介護保険給付の自己負担額を支払うことが障害によりどの程度負担なのかなどを

考慮して、自立支援給付を選択することが相当である場合があること

イ 本件通達も一律に介護保険給付を優先的に利用するものとはしないこととしていること

ウ 国は、本件合意文書をもって、自立支援法7条の介護保険優先原則の廃止を検討することを約束したこと

エ 本件実態調査によれば、自立支援給付の申請を却下する自治体は6.4%(6自治体)に過ぎず、現実にはアの選択がなされていることからすれば、自立支援法7条は、自立支援給付と介護保険給付等の二重給付を回避するための規定であって、介護保険申請をしない場合に自立支援法7条に基づき自立支援給付の不支給決定をすることは、羈束処分とはいえず、裁量処分と解するのが相当、としています。

(2)岡山市が、浅田さんの周りにボランティアがおり、必要最低限度の支援まで失われてしまうわけではないことを判断の基礎として勘案し、自立支援給付の全部の不支給決定をしたことは、看過し難い誤りである。そして、浅田さんがやむなく介護保険給付の申請をし、介護保険給付に費用の一時的な支払の負担が大きかったことも認められる。そうすると、介護保険給付を受けていることをもって、取消対象部分に係る自立支援給付に相当するものを受けていると判断したことは、社会通念に照らして明

らかに合理性を欠く。したがって、本件処分は裁量権の逸脱濫用にわたり違法、としています。

4 高裁判決は義務付け、損害賠償請求についても一審と同様に認めました。

「浅田達雄さんを支援する会」は以下のアピールを入れた、岡山市は上告するな、のビラを12月17日に岡山市職員に配布しました。12月18日、岡山市長は市議会本会議で、上告は断念すると述べ、裁判は終了しました。

## アピール

岡山市に対し、広島高裁岡山支部で下された浅田訴訟判決を真摯に受け止め反省するとともに、判決内容を直ちに実効あるものとするを求めます。

本日、広島高等裁判所岡山支部（松本清隆裁判長）は、今年3月14日に岡山地方裁判所（横溝邦彦裁判長）がくださった「重度障害者の浅田達雄さんに対する岡山市の行政処分は違法とする判決」を不服として岡山市が控訴していたものを、棄却する、と判決を下した。私たちは、岡山地裁ならびに広島高裁岡山支部の判断に敬意を表するとともに、この裁判所の判決を岡山市が厳正にかつ真摯に受け止める事を求める。

岡山地裁での第1審の判決内容は、①岡山市の処分を取消し、②障害福祉サービスの支給を義務づけ、③慰謝料等の支払いを命じたものであった。高裁はこの内容を再び確認したことになる。岡山市は、浅田達雄さんに執った行政処分が違法であると司法の場で2度にもわたり結論が出されたことを真摯に受け止めるべきである。

本来、日本国憲法は、13条において「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と基本的人権、個人の尊厳をもっとも尊重することを規定している。当然、重度障害者の浅田さんもこの憲法上の基本的人権を享有する権利を有しており、岡山市は憲法尊重義務を負って行政を展開し一人ひとりの市民についてそれぞれの人権を尊重すべき立場にある。

しかるに、2013年2月、浅田さんが満65歳になる際に、介護保険の申請手続きをしないでそれまで受けていた障害福祉サービスの継続を求めたところ、岡山市はこれを全面的に却下する処分を行った。そのあまりにひどい行政処分に対して浅田さんは、処分が違法だと主張して訴訟を起こしたものである。

行政処分が違法であると下された第1審判決に対して岡山市が控訴したことは、浅田さんの命さえも脅かし人権を侵害する行為であったことを認めないという姿勢を改めて内外に示したものである。それは、自らが策定している岡山市障害者プランの理念のひとつ「障害のある人がそれぞれ社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる活動に参加する機会が確保されるとともに、自らの意思に基づいて地域での自立した生活を送っていただけるよう支援します。」にも背反する行為であった。

それだけに、今回の判決の持つ意味は、岡山市当局とともに控訴自体を容認した岡山市議会に対しても大きな影響をもつものである。65歳時点での浅田さん本人からの「障害者自立支援法に基づく介護サービスの申請」、次に第1審の判決、そして今回の判決を入れて、福祉行政の見直しにかかわり三度チャンスをもたらした岡山市が、今度こそはこの判決をきちんと受け入れ、憲法と障害者基本法にもとづき「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」岡山市に転換をはかることを心から期待を込めて呼びかけるものである。

2018年12月13日

浅田達雄さんを支援する会

代表世話人 浪尾 淑子、 中島 純男、 吉田 裕美

## 新年おめでとうございます

今年は、より良い地域社会づくりにむけて、さらに大勢の人たちと力をあわせていきたいと思っております。  
みなさまのご理解、ご協力を宜しくお願いいたします。

2019年元旦

NPO 法人地域人権みんなの会 役員一同

# 介護を通じて人権を考える・学習会

NPO 法人地域人権みんなの会が主催して「あなたとともに考える人権学習集会」を12月1日、勤労者福祉センターで開催。市民など62名が参加しました。

今回は「公益財団法人 認知症の人と家族の会岡山県支部」の後援をいただくなかでの開催でした。

講師に磯部作さん（放送大学客員教授、元日本福祉大学教授）を迎え、「介護を通じて人権を考える-認知症の妻を14年間介護した経験より-」と題し、自身の妻が50歳で認知症を発病し、63歳で亡くなるまでの14年間を介護した記録写真や経験から話しました。

磯部さんは人権として「健康で文化的な生活を営む権利」と、いつも「最低限度の」という言葉は外すようにしていると話しました。「健康で」が自らできないから、「介護」が必要であり、文化的な生活は保障するべきだと話しました。

妻が胃瘦になり、介護にかかる時間が減ったという理由で、要介護5から要介護4へ下げられたという経験を話し、介護認定審査会に専門外の人がたくさんいることが問題だと話しました。

また、飛行機のトイレは狭くて介助者が入れないため、妻を連れてのフライトは4時間が限度。農漁村などでは障害者用トイレがなく、女子トイレに連れて入らなければならなかったなどの経験から、バリアフリーなどの社会的な体制の確立が必要だと話しました。

介護は、介護をされる人の気持ちに寄り添った理解と共感、その人の生きがいを考えることが大切と話し、看取りについては、一生懸命働き生きてきた人生を肯定し、再確認していくことが重要であると話しました。

また、小規模多機能型居宅介護事業所、ふたつの事業所からの報告がありました。みんなの家だんだんの大森きみえさん、みえさんちの家の塩見元子さん、それぞれ小規模多機能をいかして、最期までの看取りをチームケアでおこなったこと、豪雨災害被害者を支援していったこと、などを柱に日常の介護の経験を話されました。

以下、当日参加された方たちからのアンケートからの感想です。

※ ありがとうございました。認知症の母の事を思い浮かべながらお話を聞かせていただきました。（母はグループホームでお世話になっています）「健康で文化的な生活を営む権利」同感です。本当に



14年間の妻の介護体験を話す  
磯部 作さん

文化的な生活、食事の楽しみ生きがいは認知症であっても絶対わかると思っています。(4年前に亡くなった父もそうでした) それには介護者の時間的、経済的余裕、文化的営みが必要だといつも思います。経済的な余裕がなくても、季節を楽しみ身の回りの自然を愛する生き方を！(それには幼少時からの保育教育のあり方も大切だと思います)

※ 磯部さんがお仕事をなさりながら幸子さんとお母様の介護をされてこられたことに敬意を感じてきました。その磯部さんのエネルギーが幸子さんを大切に思うお気持ちだったということを感じました。幸子さんが認知症だと診断されるまでが本当に大変だったと思います。もし私が磯部さんの立場だったらどうしただろうと思いました。磯部さんは前を向くしかなかったとおっしゃいましたが、本当に強い方だと思いました。私も老いた両親をどう見守っていくのか、今日の磯部さんのお話を参考に考えていきたいと思っています。

※ 磯部先生はお話の中で「社会性」について何度も具体的にお話しされておいででした。今世の中嫌な方向に進んでいると思います。特に安倍政権の下でこれを否定するような価値感が広がりつつあるのではないのでしょうか。憲法を変え再び戦争のできる国に変えようとしているのは最たるものかと思っています。人権を否定し相互扶助の隣縁がないがしろにされ、「自己責任」の下で事を解決しようとする様は、まさに「社会性」を否定し、隣は何をする人ぞとの気遣い、心配りを欠いた世の中に向けて突き進んでいる様で心配です。今日は貴重なお話ありがとうございました。プラス指向で笑顔を欠かさずお話されていましたが、落ち込むことも数々あったことと拝察します。

## 短 信

### 山口雪子さんの裁判も勝利確定

11月29日、上告棄却との決定が11月27日付けで出たとの知らせを代理人弁護士の先生より電話でいただきました。状況がわからず、ご心配ばかりおかけしていましたが、皆様に良い結果の報告ができますこと、心より安堵し嬉しく思っています。ありがとうございます。

ここまで何とかたどり着けましたのは、ひとえに支えてくださる皆様のお陰です。私一人の身勝手な要求かと、悩んだ日々もありましたが、共生社会に向けた大事な道のりだと皆様に教えていただきました。言葉では言い尽くせない感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございます。

今後は教壇復帰に向けて新たな取り組みを始めて行くことになると思います。まだまだ問題解決まで時間はかかるかと思いますが、皆様からのご支援を力に必ず教壇復帰を果たすと決意を強くし、頑張ります。ご心配をかけてしまう状況が今後も続くかと思うと申し訳なく感じますが、諦めずへこたれずに取り組んで参りますので、これからもどうかよろしく願い申し上げます。 山口雪子